

発表資料：2024年1月23日 ニュースリリース（経営・人事・働き方改革）

育児短時間勤務の適用期間延長 と 理事会改革

学校法人啓明学園（昭島市）では、働き方改革の一環として、育児短時間勤務（6時間勤務）の適用の改正を実施いたします。また、私立学校のガバナンス強化の取組みとして、外部からの理事の登用をすすめており、あわせて発表いたします。

1. 育児短時間勤務（6時間勤務）の適用期間延長

目的： 教職員の働き方改革、人的資本経営推進の一環として、子育てと仕事の両立を支援することにより、ワークエンゲイジメントと教育内容の向上を図る。

適用対象：従来の「3歳に満たない子を養育する教職員」から、
「小学校入学までの子を養育する教職員」に変更いたします。
これにより、育児・介護休業法で「努力義務」とされている条項を満たすことになります。

開始時期：2024年4月1日より

2. 理事会改革

目的：文部科学省による私立学校のガバナンス改革が進んでいるなか、啓明学園としては、さらに一歩進んだガバナンス改革のため、経営執行機関である理事会のガバナンス強化を実行する。

内容：従来の常勤理事4名＋非常勤理事1名（外部）の体制から、
常勤理事2名＋非常勤理事3名（外部）の体制に変更する。
外部の理事が過半数を占めることにより、ガバナンスの強化、社会に「開かれた学校」を目指す。
外部からの非常勤理事の選定にあたっては、①多様性（教育関係者、専門家、官僚・企業人などから選定）、②コミットメント（週1回の経営会議に参加でき、啓明学園を理解されて

いる)ということを重視し、3名の方に就任いただきました。週1回の経営会議の参加により、学園の内外の環境をご理解いただくことで、理事会の活性化を期しています。
新体制と新たにご就任いただいた3名の方の略歴は下記のとおり。

【非常勤理事】 2023年10月24日就任

黒田陽子

啓明学園 初等学校、中学校、高等学校卒業生
現在、弁護士（かもめ総合法律事務所）

坂井眞樹

啓明学園卒業生の保護者
元農林水産省審議官、国際部長
元駐ミクロネシア連邦日本国大使館 特命全権大使
現在、水産物安定供給推進機構 専務理事兼事務局長、保土谷化学工業株式会社 社外取締役

佐々信行

元米国ヴァージニア州フェアファックス郡公立学校教諭、在外補習授業校講師（米国・ワシントン D.C.、ドイツ・ハンブルク）、啓明学園初等学校校長、中学校高等学校校長
現在、海外子女教育振興財団 特別研究員

参考：【常勤理事】

理事長 夏坂真澄（公益社団法人企業メセナ協議会理事長、元花王株式会社顧問）
理事・中高校長 大坪隆明

なお、常勤理事北原都美子、北原福二、非常勤理事武田公敏は2023年10月23日に退任しました。

学校法人啓明学園
理事長 夏坂真澄
〒196-0002
東京都昭島市拝島町5丁目11番15号
電話：042-541-1003
e-mail: yamada-h@keimei.ac.jp(担当：山田)